

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

○ 主な取組

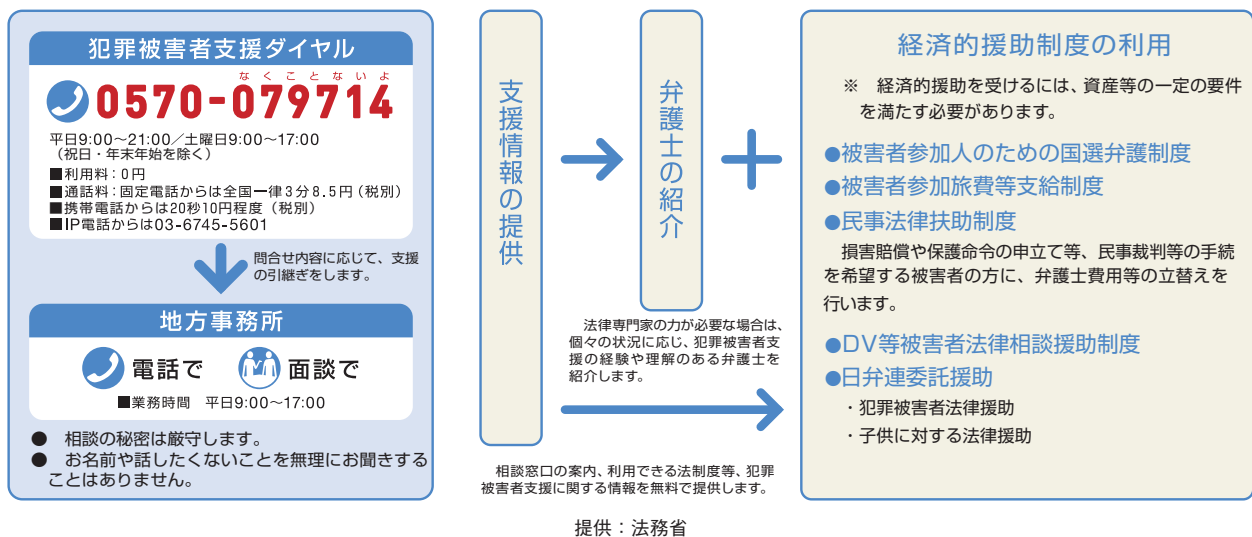
・日本司法支援センターによる支援

【施策番号1※】

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）においては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等

の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスの目的と業務（民事法律扶助業務）」：https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/mokuteki_gyoumu/minjihouritsufujo/）。

法テラスによる犯罪被害者支援業務



犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を求める必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することによって当該費用が立て替えられ、原則として毎月分割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して弁護士費用等の立替えを受けることができる。さらに、26

年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても、民事法律扶助制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

・損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、「被害者の手引」等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や

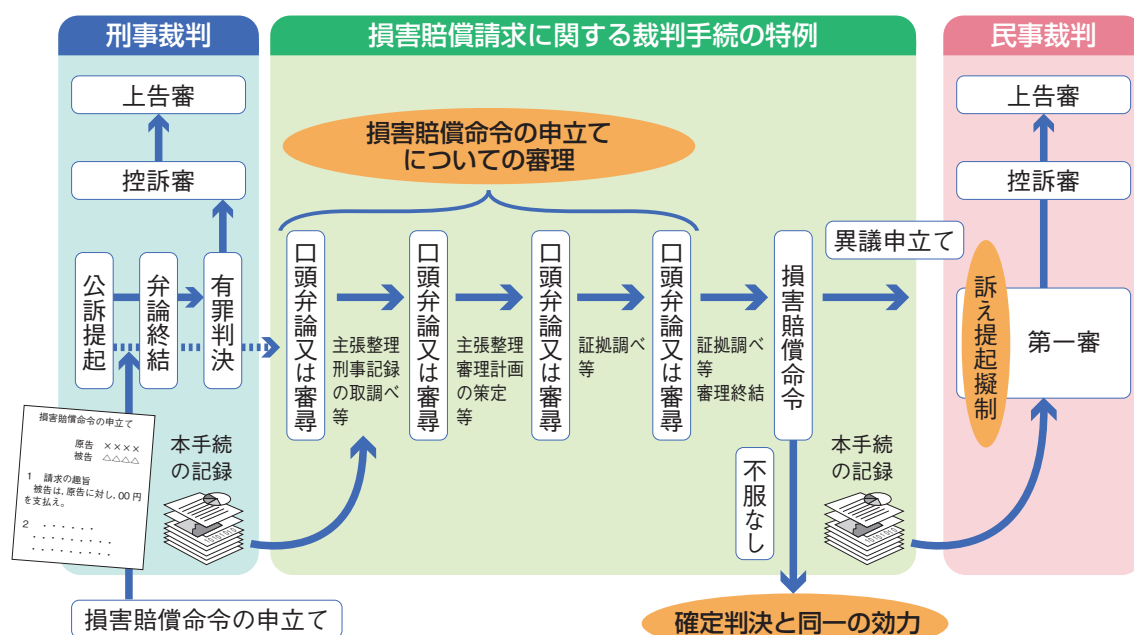
※ 第3次基本計画との対応状況を明らかにするために付したもの。

犯罪被害者等向けDVD「もしも…あなたが犯罪被害に遭遇したら」により、損害賠償命令制度について紹介している。

損害賠償命令制度については、制度導入以降、平成29年末までに2,479件の申立てがあり、このうち2,368件が終局した。その内訳は、認容が1,093件、和解が545件、終了（民事訴訟手続への移行）が315件、取下げが267件、認諾が95件、却下が30件、棄却が7件等である※。

また、これまで、多くの検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。28年に8件の被害回復給付金支給手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約9,750万円であった。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



提供：法務省

※ 最高裁判所事務総局の資料による。

被害回復給付金支給制度

基本的な支給手続の概要

刑事裁判により犯人が財産犯等の犯罪行為により得た財産(犯罪被害財産)のはく奪(没収・追徴)
(外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」については、外国からの譲受け)

検察官による支給手続の開始

- 支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
- 把握している支給対象者に通知

申請期間内に検察官に申請書を提出

- 被害を受けたことやその被害額を示す資料、本人確認書類(運転免許証等)の写し等の所要の資料を添付

検察官による申請内容のチェック、判断(裁定)

検察官から申請人に対し判断の結果を記載した「裁定書」の謄本の送付

全ての裁定、費用等の確定

被害回復給付金の支給

* 検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の状況

	支給手続開始決定件数	開始決定時給付資金総額
平成23年	14件	2億604万1,619円
平成24年	23件	3億9,871万6,097円
平成25年	18件	約1億4,600万円
平成26年	15件	約2億5,401万円
平成27年	13件	約8,308万円
平成28年	8件	約9,750万円

提供：法務省

犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものである。

犯給制度について、平成20年7月には、生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級1～3級）に対する障害給付金の引上げ等を、21年10月には、配偶者からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には、全額支給ができるように特例規定の見直しを、26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において取りまとめられた提言を受け、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しを、それぞれ行った。

また、第3次基本計画を受け、重傷病給付金の支給対象期間等の在り方、犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方、若年者の給付金の在り方及び親族間犯罪被害に係る給付金の在り方について、28年度末までに所要の調査を行い、29年4月から、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催して検討を行い、同年7月に取りまとめられた提言を踏まえ、犯給制度の改正を行い、30年4月から施行された。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

○ 主な取組

・犯罪被害給付制度に関する検討

【施策番号12】

1 改正の経緯

第3次基本計画においては、重傷病給付金の支給対象期間、犯罪被害者に負担の少ない支給、若年者の給付金及び親族間犯罪被害に係る給付金等の在り方について、警察庁において実態調査等を行い、その結果を踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する旨が盛り込まれた。

これを踏まえ、警察庁では、犯罪被害者遺族、民間被害者支援団体及び法律専門家の知見を踏まえた検討を行うため、平成29年4月から、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」を開催し、同年7月に提言が取りまとめられた。

30年3月、同提言を踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（以下「犯罪被害者支援法施行令」という。）及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「犯罪被害者支援法施行規則」という。）の一部を改正し、同年4月から施行された。

2 改正の内容

犯罪被害者支援法施行令及び犯罪被害者支援法施行規則の主な改正の内容は、次のとおりである。

① 給付期間の延長

重傷病給付金の給付期間について、犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して1年を経過するまでの間とされていたものを、3年を経過するまでの間に延長した。

② 仮給付の柔軟化

犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに裁定をすることができない事情があるときに支給することが可能な仮給付金の額について、支給決定時点で認定が可能な犯罪被害者等給付金に相当する額の3分の1が上限とされていたところ、当該犯罪被害者等給付金に相当する額までの支給を可能とした。

③ 遺児への手厚い支援

遺族給付金の額については、生計維持関係遺族の人数に応じ、一般に遺族の生活の回復及び自立に必要とされる期間（10年）を勘案して定められているところ、犯罪行為が行われた時から10年が経過しても18歳に満たない遺児がいる場合についての遺族給付金の額を引き上げた。

④ 親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直し

親族間の犯罪被害に係る犯罪被害者等給付金について、犯罪行為が行われた時に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、当該親族関係を理由とした支給の制限を行わないこと、犯罪行為が行われた時に18歳未満の者が犯罪被害者等給付金を受給する立場にあるときは、その者と加害者との間の親族関係を理由とした支給の制限を行わないこととするなどの見直しを行った。

犯給制度の改正の概要

要 望		改 正 の 概 要	
重傷病給付金の支給対象期間等の在り方	支給対象期間及び上限額の撤廃 ※改正前の重傷病給付金 給付期間 1年 上限額 120万円	給付期間の延長	重傷病給付金の給付期間を3年に延長
犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方	犯罪被害者にとって負担の少ない給付の実現	仮給付の柔軟化	犯罪被害者等給付金相当額の3分の1以下とする制限を撤廃
若年者の給付金の在り方	遺児がいる若年の犯罪被害者の死亡時における給付金の増額	遺児への手厚い支援	幼い遺児がいる場合、遺児が18歳になるまでの年数分を満たすよう遺族給付金を増額
親族間犯罪被害に係る給付金の在り方	親族間犯罪被害は不支給を原則とされていることの見直し	親族間犯罪被害に係る支給基準の抜本的見直し	・親族関係が事実上破綻している場合には給付金を全額支給 ・18歳未満の者が受給者となる場合の特例措置を新設

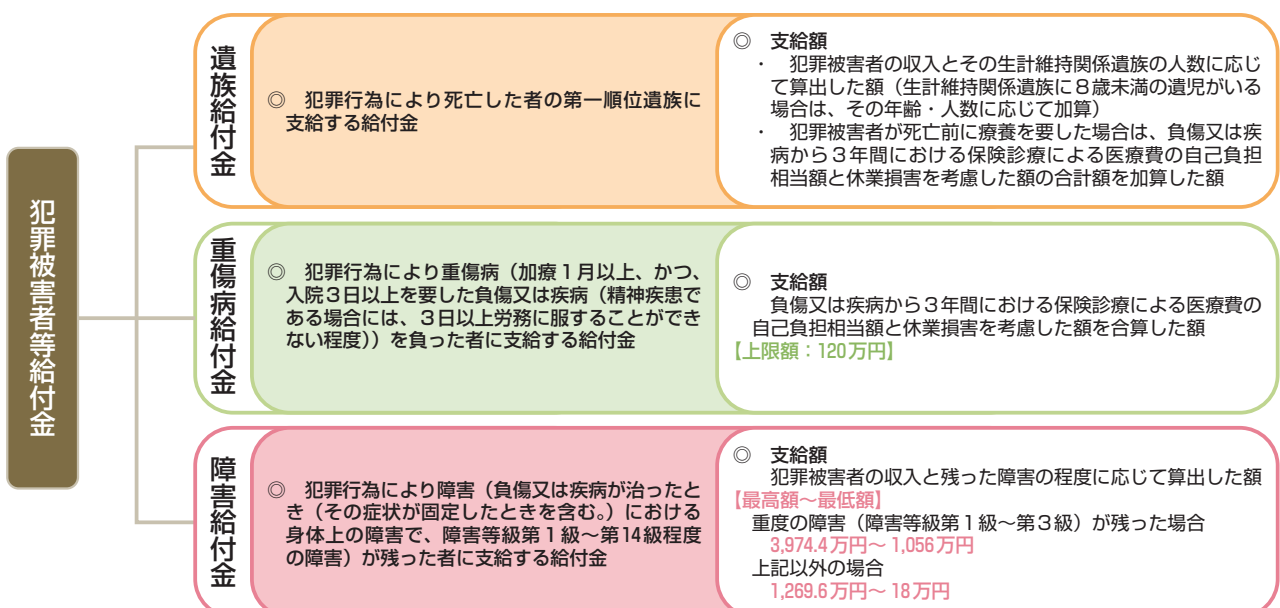
・ 現行の犯給制度の運用改善

【施策番号13】

警察庁においては、都道府県警察に対して、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用面の改善を指導している。また、パ

ンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して仮給付金制度を含む犯給制度の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して有する権利や手続について十分な教示を行うよう指導している。

犯給制度の概要

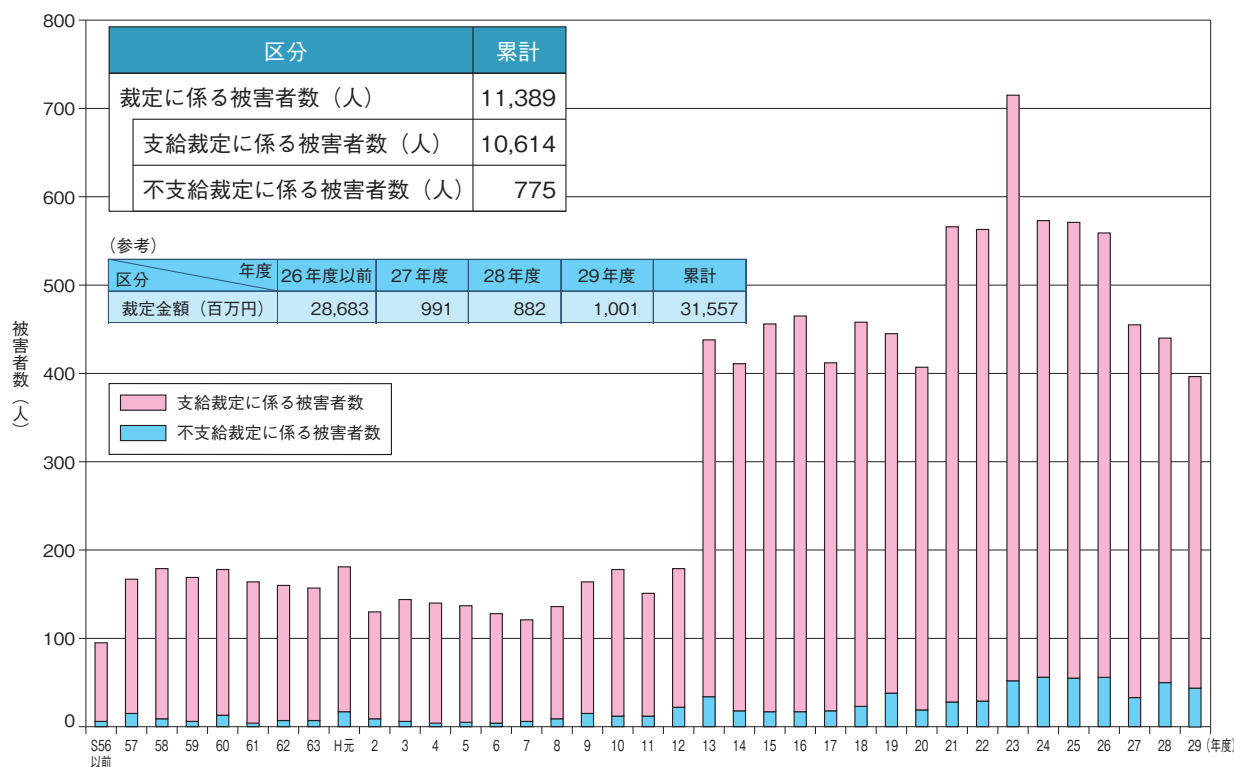


平成28年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約8億8,200万円、29年度は約10億100万円であった。また、28年度の裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約6.7か月（前年度比0.3か月減少）、中央値は約4.4か月（前年度比0.6か月減少）、29年度の平均は約

6.4か月（前年度比0.3か月減少）、中央値は約4.2か月（前年度比0.2か月減少）であった。

今後も、警察庁では、都道府県警察に対して、迅速な裁定、犯給制度の周知徹底等の運用面の改善を指導していく。

犯給制度の運用状況



・性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察では、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、犯罪被害者等の刑事手続における負担を軽減するため、犯罪被害に係

る診断書料、死体検案書料及び初診料の費用を公費により負担している。

今後も、警察庁において引き続き予算措置を講じ、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して支援内容の充実を図るよう指導していく。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

○※ 海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の立証上、診断書又は死体検

※ 「○」は、第3次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当省庁以外の省庁が実施している施策であることを示す。

案書が必要とされる場合は、その取得に必要な費用を公費により負担している。また、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者等が出頭する場合の旅費についても、公費により負担している。

・カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減

【施策番号15】

警察庁においては、都道府県警察に対して、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めるよう指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度に要する経費について予算措置を講じ、同制度の全国展開を図っている。さらに、都道府県警察に対し、同制度の趣旨を踏まえた実施要領を定めるなどして適切な運用を図るとともに、同制度の周知に取り組むよう指導している。

・地方公共団体による見舞金制度等の導入促進

【施策番号17】

警察庁においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会において、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入について要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」（犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例をはじめとする有益な情報に関係府省庁、地方公共団体その他の関係機関等へ配信する電子メール）を通じ、両制度の導入状況等について情報提供を行っている。既に制度を導入している地方公共団体及びその制度の概要は、本白書に掲載しているほか、平成29年度から

は「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する基礎資料」として、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei/toukei.html>）においても掲載している。

30年4月現在、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、1県、3政令指定都市（前年比1政令指定都市増加）、197市町村（前年比39市町村増加）、貸付金の制度を導入しているのは、2県、10市区町である。

・海外での犯罪被害者に対する経済的支援

【施策番号19】

平成28年11月から施行された国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者は除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害弔慰金として国外犯罪被害者一人当たり200万円を、同犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害障害見舞金として一人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害弔慰金等支給制度を運用しており、29年度中における国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定金額は600万円であった。また、各都道府県警察においては、広報用リーフレットやポスターの配布等を通じて、同制度の周知を行うとともに、同法の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、裁定申請等の制度教示を必要に応じて実施している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html）において同法に基づく制度の周知を行って

いる。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

○ 主な取組

・被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号25】

厚生労働省においては、児童相談所・婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を実施しており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じて保護期間を延長するなど柔軟に対応している。また、犯罪被害女性等を加害者等の追及から逃れさせるため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所を行うなど、適切な制度運用に努めている。平成28年度からは、一時保護所が満床でなくとも一時保護委託が可能となる対象として、ストーカー被害女性や性犯罪・性暴力被害女性を追加することにより、適正かつ効果的な一時保護を図っている。

配偶者からの暴力や人身取引の被害女性等を含めた一時保護人数は、28年度で8,642人（要保護女性本人4,624人、同伴家族4,018人）となっている。

婦人相談所等における一時保護の状況

年度	要保護女性本人の 一時保護人数	同伴家族の 一時保護人数	合計
平成22年度	6,357	5,509	11,866
平成23年度	6,059	5,187	11,246
平成24年度	6,189	5,376	11,565
平成25年度	6,125	5,498	11,623
平成26年度	5,808	5,274	11,082
平成27年度	5,117	4,577	9,694
平成28年度	4,624	4,018	8,642

提供：厚生労働省

また、児童福祉法に基づき、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、虐待を受けた子供等の一時保護を行うことができるが、児童虐待対応においては、子供の安全確保等が必要な場合であれば、保護者や子供の同意がな

くとも、一時保護をちゅうちょなく行うべき旨を「児童相談所運営指針」に明記し、子供の安全を迅速に確保し適切な保護が図られるよう周知している。

・被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号30】

警察庁においては、地方公共団体に対して、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等を通じ、居住場所の確保や被害直後からの生活支援に対する取組がなされるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じて情報提供を行っている。

30年4月現在、57都道府県・政令指定都市、302市区町村において、犯罪被害者等が優先的に公営住宅等へ入居できるようにするなどの配慮が行われている。

公共住宅等の入居に際しての配慮の状況 (平成30年4月現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選 によらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県 (43/47)	11	7	30	18
政令指定都市 (14/20)	5	4	7	8
市区町村 (302/1,721)	79	65	80	134

※ 地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
※ 市区町村数には、政令指定都市を含まない。
※ 区は東京都の23区をいう。

・性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号31】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含む相談者に対する支援として、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、相談者に対して、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、家庭訪問や職場訪問等の定着支援を一体的に行い、その取組の効果を検証する「DV被害者等自立生活援助モデル事業」を平成26年度から実施している。

29年度は1自治体において実施した。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

○ 主な取組

・被害回復のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号38】

犯罪等の被害に遭った労働者は、治療や裁判への出廷のために仕事を休まなければならないこともあるが、被害を回復するための休暇制度については、いまだ十分な認知がなされていない状況にある。そこで、厚生労働省においては、企業や労働者に対し、被害回復のための休暇制度についての周知・啓発を図るため、リーフレット等を作成し、関係行政機関や経済団体、労働団体等に送付するとともに、セミナーを開催している。また、厚生労働省ウェブサイトにおいても同制度を紹介し、周知している。

被害回復のための休暇制度のリーフレット

